

■ 国家民事・家族訴訟法の制定

6月7日、国家民事・家族訴訟法(Código Nacional de Procedimientos Civiles y Familiares: CNPCF)が、官報公示されました。これは、民事手続きを国内全域で統一すること、迅速で公平な司法へのアクセスの実現を目的とし制定されたものです。

口頭審理の実施や電子技術ツールの使用、養子縁組プロセスの簡素化、ジェンダーの視点の統合など多くの見直しも行われています。例えば、次のようなものが挙げられます。

民事口頭裁判: 特別な手続が示されていない民事上のすべての紛争は、予備審問と公判審理の2つの段階で構成される民事口頭裁判によって処理されることとなります。

手続の簡素化: 民事口頭裁判では、召喚状と反訴を認める命令のみが個人的に通知されるなど、個人通知などの手続の数を減らし、迅速化が図られています。

代替紛争解決メカニズム: 裁判外紛争解決メカニズムとして、審理中の当事者間の調停が認められ、手続上の例外として仲裁への付託が可能となっています。

デジタル化: すべての手続において、オンライン手続が選択できるようになります。

CNPCFは、段階的に適用が進められる予定です。公示から60営業日以内に司法制度調整委員会(Comisión para la Coordinación del Sistema de Justicia)を設置し、制度の統合が進められ、2027年4月1日までに完全に適用されます。

■ IMSS、PTUの支払いに関する基準を発表

7月7日、IMSS(Instituto Mexicano del Seguro Social)は、「CRITERIO NÚMERO 02/2023/NV/SBC-LSS-27-IV」を官報公示し、PTUの支払いと社会保障費の算出根拠となる給与額SBC(salario base de cotización)の算定における基準を発表しました。

これによると、次の場合について、対象額をSBCの算出根拠に含まなければならないとされています。

- ・連邦労働法(Ley Federal del Trabajo)が定めるPTUの上限(3か月分給与額、または過去3年間に受け取ったであろうPTU平均額のいずれか高い額)を超えて支払われた場合の超過額

(PTUではなく、ボーナス(gratificación)となるため)

- ・PTUを分割して支払ったり、法定の期間(所得税納付期限から60日間)外に支払った場合のその額

(期間外の支払いや分割払いは、当該会計年度に利益または損失が生じるか否かが不確実であることから、PTUの性質を逸脱するため)

- ・生産性ボーナス(bonos de productividad: インセンティブ(incentivos)、コミッション(comisiones)、ボーナス(bonos o gratificaciones)と呼ばれるものを含む)

従って、次の行為を社会保障の義務の遵守という観点から不適切な行為と判断するとされています。

- ・PTU上限額を超えて支払った額をSBC算出根拠から除外する行為

- ・その前後を問わずPTU支払期間外にPTUを支払う行為

- ・生産性ボーナスや同等の支払いをSBC算出根拠から除外する行為

- ・上記3つの行為の実施について、助言やサービスを提供すること

- ・それらの行為について、公認会計士として社会保障の観点から遵守できているとする意見書を発行すること

■ 2023年6月の主な法律・規則等の改正・制定情報

公示日	施行日	法令・規則	
6月2日	6月3日	Ley General de Comunicación Social	改正
6月6日	6月7日	Constitución Política de los Estados Unidos Mexicanos	改正
6月7日	6月8日*1	Código Nacional de Procedimientos Civiles y Familiares	制定
6月8日	12月5日	NOM-037-STPS-2023, Teletrabajo-Condicion de Seguridad y Salud en el Trabajo	制定
6月30日	6月30日	Decreto por el que se fomenta la regularización de vehículos usados de procedencia extranjera	改正

*1 2027年4月1日までに段階的に適用開始

■ ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、社内規定類の見直し、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、株主総会事務、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。

その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

・法律顧問契約を解約した、顧問先がない

・法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc...

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

また、Newsletterのトピックについても募集しております。皆様にとって関心のあるテーマやトピックのご要望がございましたら akikot@tny-legal.com までご連絡いただけますと幸いです。



TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V.

(TNY 国際法律事務所)

Address

Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección,
Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de
México, México.

Contact

 (+52) 55-5255-0236

 info@tnygroup.biz

 <https://www.tny-mexico.com>

■ 編集後記

本格的な雨期がスタートし、毎日、夕刻、決まって終業時間前から雨が降り出します。帰宅を邪魔するかのような雨。メキシコ生活も5年目に入り、いい加減、この雨期にも慣れてきました。

しかし、不思議なことにメキシコ人メンバーは、毎日、雨が降り出すと、「雨が降ってきた。帰りどうしよう」と嘆いています。「いつものことなのに…、いや分かっていたでしょ」と心の中でつぶやく私。私以上にメキシコでの生活には慣れて(!?)いるはずなのに、毎日新鮮な気持ちで、雨を受け止めているようです。

そんなある日、いつも以上に息を切らせて出勤してきたバイク通勤の彼。不思議に思って尋ねると「今日も雨が振ると思って、地下鉄で来た」とのこと。「なるほどね」と感心していましたが、そんな日に限って、雨が降らない!!

雨は降らなかったのに、なぜか残念そうに帰っていきました。